

令和8年度

進路のしおり

大阪府立西淀川支援学校

進路指導部

も く じ

I	本校の進路指導について	
1.	卒業生の進路状況	1
2.	進路指導の進め方	2
II	卒業後の進路について	
1.	福祉サービス事業所など	5
2.	職業能力開発校（職業訓練校）	7
3.	就 職	7
4.	その他	7
III	障害者総合支援法について	
1.	障害者総合支援法に基づく自立支援事業について	8
2.	自立支援事業の利用にあたって	9
IV	各種相談機関について	
1.	区役所・保健福祉センター	10
2.	各区障がい者基幹相談支援センター	11
3.	ハローワーク（公共職業安定所）	12
4.	福祉サービス事業所の情報	12
5.	福祉サービス事業所を選択する際に	13

本校の進路指導について

1. 卒業生の進路状況

① 過去4年間の高等部卒業生の進路状況

年度	卒業人数	各種学校	就職	福祉事業サービス				在家庭	
				就労移行支援	就労継続支援		生活介護		自立訓練
					A型 (雇用型)	B型 (非雇用型)			
2022 (R4)	7		1				6		
2023 (R5)	4					3※	2※		
2024 (R6)	10	1※				1	7	1※	1
2025 (R7)	4						4		

※2023(R5)年度、2024(R6)年度については併用があるため重複して記載しています。

② 過去4年間の高等部卒業生の主な進路先

生活介護事業所

こだま	西淀川区	CLAN 西淀川	西淀川区	モモの家	福島区
むつみ	淀川区	デイサービス Rin 東三国	淀川区	エース	都島区
音 on	港区	Arc	港区	ぱすてる POP	東成区
ナクルナイサアひので	西成区	しるし	都島区	リールスライフ井高野	東淀川区
あめでもくもりでもはれたね	此花区	夢飛行	西成区	コネクト	住吉区
エスポワール尼崎	尼崎市	ハミングカフェ	豊中市		

就労継続支援 B 型

カーサ・ソレイユ	淀川区	ぼーとさくら通り	港区	ナポレオンフィッシュ	港区
popo アニメーションスタジオ		北区			

自立訓練

癒の道	淀川区
-----	-----

就職

大阪市（会計年度任用職員）	スクールサポートスタッフ
---------------	--------------

2. 進路指導の進め方

① 主な進路行事

学期	月	取り組みの内容
1	4 ┆ 7	<ul style="list-style-type: none"> ・『進路のしおり』配付（全学部） ・生活・卒後相談（大阪市立リハビリテーションセンター）のご案内（高等部1年） ・18歳からの補装具判定についての説明会（同上）のご案内（高等部1～3年） ・前期 現場実習（高等部3年） ・夏休み事業所体験・見学のご案内（全学部） ・生活・卒後相談の実施（7～10月）（高等部1年）
夏 休 み	7 ┆ 8	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み事業所体験・見学（全学部・希望者のみ） ・卒業生に対する進路先訪問（主に卒業後1年目の卒業生が対象です）
2	9 ┆ 12	<ul style="list-style-type: none"> ・進路希望調査（中学部、高等部1年） ・後期実習に向けての進路希望調査（高等部2年） ・進路懇談（高等部2年・必要な場合に実施） ・進路懇談（高等部1年） ・後期 現場実習（高等部2年） ・現場実習（高等部3年・必要な場合に実施）
3	1 ┆ 3	<ul style="list-style-type: none"> ・進路懇談（高等部1・2年を対象に必要な場合に実施）

※実施の時期はあくまで目安の時期をご紹介させていただいております。

状況により予定の中止や日程変更の可能性もございますのでご了承ください。

②進路指導の概要

対象	時期		
	全学部	夏休み事業所体験・見学	夏休み中に事業所の体験・見学を通して事業所の雰囲気を知り、卒業後の生活に対する心構えができます
中学部	9月	進路希望調査（中学部）	中学部卒業後および将来に対する希望を確認します
	希望者のみ	進路懇談	希望があれば中学部卒業後の進路について懇談を行います
高等部1年	7～11月	生活・卒後相談	大阪市立リハビリテーションセンターにて卒業後の生活についての相談ができます
	夏季休業中	夏休み事業所体験・見学	夏休み中に事業所の体験・見学を通して事業所の雰囲気を知り、卒業後の生活に対する心構えができます
	9月	進路希望調査（高等部①）	希望する事業所種別や事業所名を確認します
	学年懇談にて	進路懇談①	進路希望調査をもとに進路について確認します
高等部2年	夏季休業中	夏休み事業所体験・見学	夏休み中に事業所の体験・見学を通して事業所の雰囲気を知り、卒業後の生活に対する心構えができます
	9月	進路希望調査（高等部②）	高2までの夏休み事業所体験・見学などを経て、希望する進路先や事業所名を確認します
	学年懇談にて	進路懇談②	おもに進路の希望や実習先について確認します
	10月初～中旬	後期・現場実習①	事業所にて実習を行います（*現場実習について参照）
	2月	進路希望調査（高等部③）	高3での現場実習・進路選択に向けての希望調査です
高等部3年	5月中～下旬	前期・現場実習②	事業所にて実習を行います（*現場実習について参照）
	夏季休業中	B型アセスメント実習	卒業後に <u>就労継続支援B型</u> を利用予定の方のみ、就労移行支援事業所にて原則5日間のアセスメント実習があります
	必要に応じて	後期・現場実習③	事業所にて実習を行います（*現場実習について参照）
	10～11月	進路希望調査（最終確認）	卒業後に利用する予定の事業所について確認をします
	11月頃より	事業所利用申し込み	事業所により申込みの流れが異なります 見学や現場実習の際に確認してください
	状況に応じて	自立支援給付の支給申請*	生活介護事業所を利用する場合など必要に応じて、各区保健福祉センターで申請をします *P.9『自立支援事業の利用にあたって』参照

※これらの事項以外にも必要な場合に事業所・施設の見学や実習などを行うこともあります。

③ 現場実習について

実習先の決定について

- ・ 高等部 2 年、高等部 3 年の現場実習先は進路希望調査をもとに進路懇談でご家庭とご相談したうえで、学校が事業所と調整します。
- ・ 高等部 2 年生までに、いくつか事業所を見学・体験されることをお勧めします。
- ・ 現場実習はあくまで実習ですので、卒業後の利用を保証するものではありません。

実習時期と期間について

- ・ 高等部 2 年では後期、高等部 3 年では前期を予定しています。学校行事等の状況によって時期が前後する場合があります。高等部 3 年の後期については、必要に応じて実施します。
- ・ 実習の回数については個々の状況と希望に応じて検討します。
- ・ 実習期間は 1 日～5 日間の間で、個々の状況に応じて実施します。
- ・ 医療的ケアの必要な生徒については、実習の際に保護者の付き添いが必要です。

事前の打合わせ・まとめの会について

- ・ 実習の 1 週間ほど前に、事業所にて本人・保護者・教員で打合わせを行います。
- ・ 打合わせの送迎についても、保護者の責任のもとにお願いします。
- ・ 実習の最終日に事業所にてまとめの会を行います。本人、保護者、教員が参加します。

実習の際の通所について

- ・ 自宅から実習先の事業所へ、保護者の責任のもとで通所をお願いします。
- ・ 実習中は、実習先の送迎サービスの利用はできません。

その他

- ・ 職業能力開発校、企業就労や進学の場合はこの通りではありません。個別に対応いたします。

II 卒業後の進路について

1. 福祉サービス事業所など

※障がい者総合支援法による自立支援給付に基づいた福祉サービスの利用となります。

自立支援サービスの概要についてはIII 障害者総合支援法について(p.8)をご覧ください。

① 生活介護

常時介護を必要とする方に対して、主に日中に入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

事業所により医療的ケアや入浴サービスを行うところもあります。また、日常生活の支援を受けながら、創作活動や軽作業など施設ごとに特色のある取り組みに参加することができます。

利用については、卒業時点の年齢では障害支援区分*3以上の方が対象です。

* 障害支援区分とは

障害支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分(区分1~6:区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い)です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

② 就労継続支援 (A型・B型)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

就労継続支援 A型

企業等に就労することが困難な方であって、最低賃金を保証するなどの雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な方が対象です。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった方
- (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった方
- (3) 企業等を離職した者等就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

就労継続支援 B型

雇用契約は結びませんが、作業に対しての工賃が支払われます。作業の内容は事業所によって、軽作業や清掃など様々です。

対象となる方は、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用には結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や

維持が期待される方です。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- (2) 50歳に達している者又は障がい基礎年金1級受給者
- (3) (1)及び(2)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者

就労選択支援について

卒業後すぐに就労継続支援B型を利用する際は上記の(3)に該当するため、令和7年10月以降からは、**就労選択支援**を利用する必要があります。アセスメントの内容は、主に事前打ち合わせ、実習・ケース会議等です。

<主なポイント>

- ①利用の希望（就労選択支援事業を利用するかということについての希望と事業所も含めて）を確認します。
- ②事業所との日程調整は一部学校が行います。
- ③実習先は、就労移行支援事業所になります。
（※実習先は就労継続支援B型事業所での実習ではありません）
- ④支給決定は原則一ヶ月、そのうち事業所での実習は5日程度となります。
- ⑤就労選択支援事業利用期間は、放課後等デイサービス利用も可能です。

※卒業後すぐに就労継続支援B型を希望する場合は、在学中に就労選択支援を利用する必要がありますので、実施内容等の詳細については個別にご案内します。

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。さらに、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を受けることができます。

※利用期間は原則2年以内です。

④ 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。※利用期間は原則2年以内です。

対象となる方は地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な方です。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 入所施設・病院を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
- (2) 特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 等

大阪市内には以下のような施設があります。

大阪市更生療育センター（大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター訓練棟）
所在地：大阪市平野区喜連西6-2-55

2. 職業能力開発校（職業訓練校）

職業能力開発促進法に基づき、障がい者が就職に必要な技術・知識を習得して職業的に自立することを目的として国および都道府県が設置する施設です。入校選考には、学科試験（国語・数学）、適性検査、面接などがあります。

入校に向けて

- ・ 事前に希望する訓練校を見学し、入校相談を受けます。
- ・ 願書の交付・出願は居住地を管轄するハローワークで行います。
- ・ 申込期間、選考試験の日程は以下の通りです。
 - ・ 大阪府内は前期後期日程があります。
 - 前期日程（申込期間：10月下旬から 選考試験：12月）
 - 後期日程（申込期間：12月上旬から 選考試験：1月）
 - ・ 兵庫障害者職業能力開発校は定員に満たない場合に第2回、第3回の選考があります。
 - 第1回（申込期間：10月中 選考試験：11月上旬）
- ・ 原則として訓練期間は1年間（大阪市職業指導センターは2年）

3. 就 職

一般企業、工場、商店などの事業所へ、公共職業安定所（ハローワーク）の紹介で就職する場合や、縁故就職などがあります。また、特例子会社といって、一般企業が障がいのある方の雇用の促進と雇用の安定を図るために設立した会社があります。一般的な企業と比べるとサポート環境が整っているところが多く働きやすいと言えます。

各自治体からの募集に対して応募し、公務員試験を受験することができます。受験の際には、自治体からの募集要項にある選考基準を確認する必要があります。

就職に関しては、原則として身辺自立と自力通勤ができることがチャレンジの目安となります。

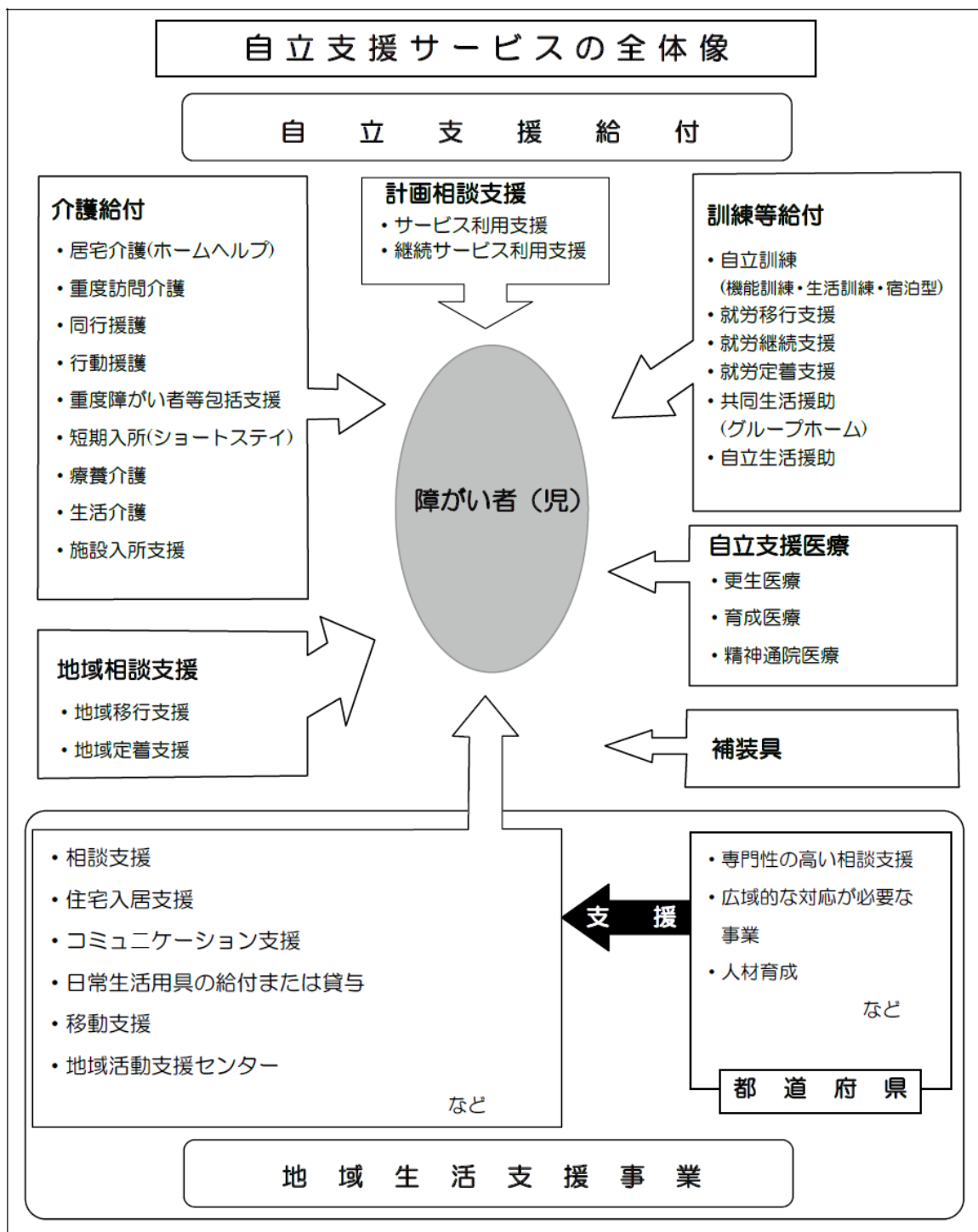
4. その他

進学（大学、短大、専門学校など）や宿泊型自立訓練など、本人のニーズやご家庭の状況に応じた進路があります。

III 障害者総合支援法について

1. 障害者総合支援法に基づく自立支援事業について

障がいのある方への福祉サービスの基本的な部分は「障害者総合支援法」に規定されており、この法に基づき日常生活および社会生活の総合的な支援を図ります。そのサービス・給付は目的や役割に応じて下の図にあるようなグループに分類されます。II 進路先の概要で述べました、生活介護、就労継続支援A・B型、就労移行支援、自立訓練は、この自立支援事業における自立支援給付の利用に当たります。



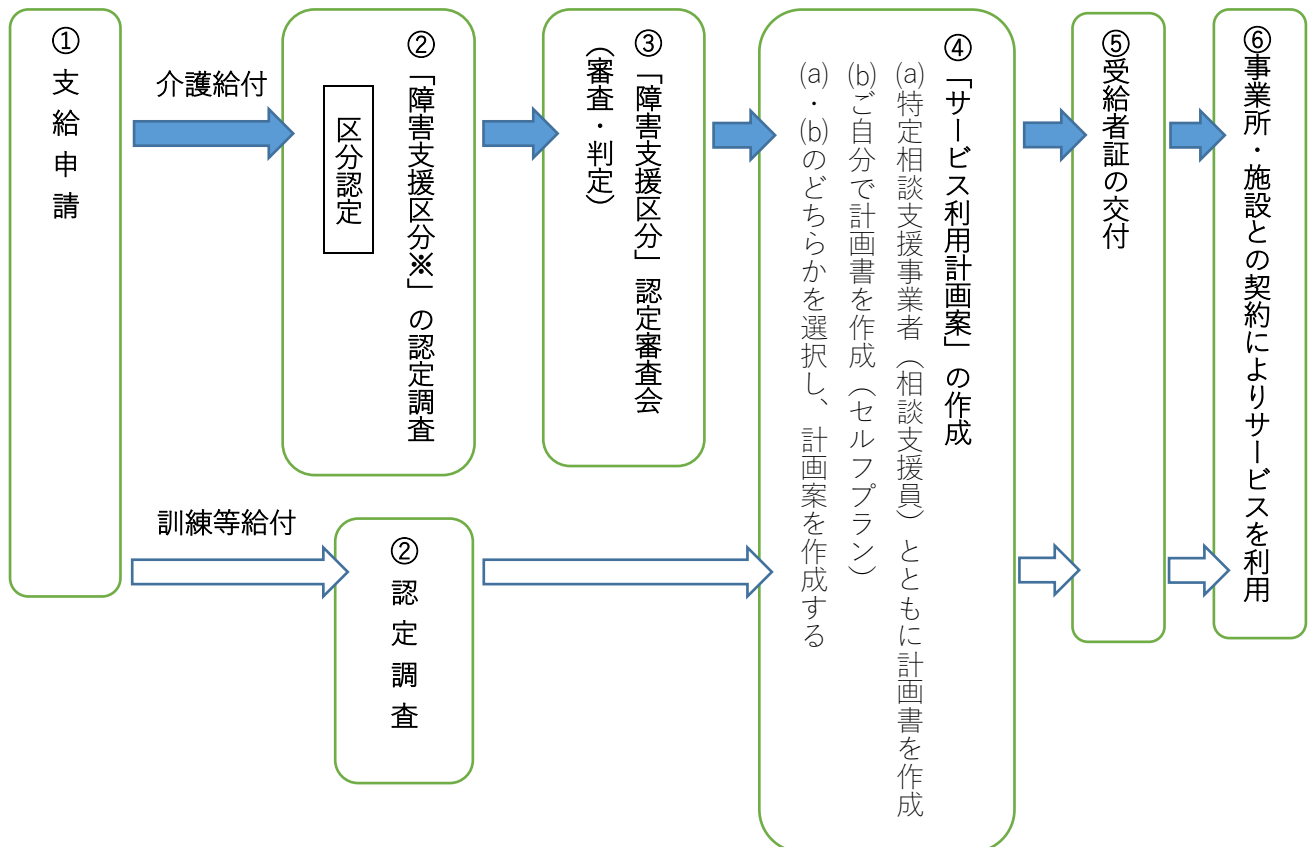
2. 自立支援事業の利用にあたって

- ・ 障害者総合支援法におけるサービスを利用するには、各区保健福祉センター福祉業務担当に介護給付・訓練等給付の申請を行い、支給決定および受給者証の交付を受ける必要があります。
- ・ 介護給付（※生活介護事業所の利用はこれに該当します）の支給決定には、障害支援区分の認定（区分認定）を受ける必要があります。
- ・ 利用手続きの申請は、原則として18歳の誕生日の2～3か月前から可能です。

サービス利用までの流れ（概要）

- ① 各区保健福祉センターの福祉業務担当に介護給付・訓練等給付支給等の申請を行います。
- ② 調査員が自宅などに訪問し、心身の状況等について聞き取り調査（障害支援区分認定調査）を行います。また、認定事務センターより主治医の意見書の作成を依頼される場合があります。
- ③ 障害支援区分認定審査会において審査・判定を行い、障害支援区分を認定します。
- ④ 各区の保健福祉センターと相談のうえ、指定特定相談支援事業所もしくはセルフプランで「サービス等利用計画案」を作成します。
- ⑤ 区において支給決定がなされ、受給者証が交付されます。
- ⑥ 支給決定を受けた方は、指定事業者・施設との契約によりサービスを利用します。

支給決定のプロセス



IV 各種相談機関について

1. 区役所・保健福祉センター

各種福祉制度の窓口として、各区の区役所に設置しています。障がい者手帳の交付手続きをはじめ、障がい福祉サービスの利用や日常生活に関することなど、専門機関と連携し、障がいのある方やそのご家族からの相談に応じます。

区役所・保健福祉センター

区	所在地	担当名称	電話・FAX
北区	〒530-8401	福祉課	6313-9857
	北区扇町2丁目1番27号(3階33番窓口)	(一般福祉担当)	6313-9905
福島区	〒553-8501	保健福祉課	6464-9857
	福島区大開1丁目8番1号(2・3階)	(地域福祉グループ)	6462-4854
此花区	〒554-8501	保健福祉課	6466-9857
	此花区春日出北1丁目8番4号(1階)	(地域福祉グループ)	6462-0942
中央区	〒541-8518	保健福祉課	6267-9857
	中央区久太郎町1丁目2番27号(4階)	(地域福祉グループ)	6264-8285
西区	〒550-8501	保健福祉課	6532-9857
	西区新町4丁目5番14号(3階)	(地域福祉グループ)	6538-7319
港区	〒552-8510	保健福祉課	6576-9857
	港区市岡1丁目15番25号(3階)	(福祉グループ)	6572-9514
大正区	〒551-8501	保健福祉課	4394-9857
	大正区千島2丁目7番95号(3階)	(福祉グループ)	6553-1986
西淀川区	〒555-8501	保健福祉課	6478-9954
	西淀川区御幣島1丁目2番10号(2階)	(障がい者支援)	6478-9989
淀川区	〒532-8501	保健福祉課	6308-9857
	淀川区十三東2丁目3番3号(3階)	(保健福祉担当)	6885-0537
住之江区	〒559-8601	保健福祉課	6682-9857
	住之江区御崎3丁目1番17号(1階)	(福祉)	6686-2040

2. 各区障がい者基幹相談支援センター

障がいのある方やその家族等からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援します。また、障がい者虐待に関する通報・届出の受理や、障がいを理由とする差別に関する相談に応じます。

各区障がい者基幹相談支援センター

区	所在地	電話
北区障がい者基幹 相談支援センター	〒531-0072 北区豊崎6-2-7 マツダビル3 階	6450-8856
福島区障がい者基幹 相談支援センター	〒553-0001 福島区海老江1-8-8 福島育成園内	6456-4107
此花区障がい者基幹 相談支援センター	〒554-0021 此花区春日出北1-1-4-101	6461-5055
中央区障がい者基幹 相談支援センター	〒540-0006 中央区法円坂1-1-18 大阪市教育会館内	6940-4185
西区障がい者基幹 相談支援センター	〒550-0027 西区九条3-4-7	6585-2550
港区障がい者基幹 相談支援センター	〒552-0001 港区波除5-7-6 ハイツニッセイ 101	6585-2211
大正区障がい者基幹 相談支援センター	〒551-0002 大正区三軒家東1-12-27 アドヴァンスライフ101号	6599-9161
西淀川区障がい者基幹 相談支援センター	〒555-0033 西淀川区姫島5-3-16	4808-3080
淀川区障がい者基幹 相談支援センター	〒532-0012 淀川区木川東3-10-11-2 階	6101-5031
住之江区障がい者基幹 相談支援センター	〒559-0024 住之江区新北島1-2-1 オスカードリーム 2 階	6657-7556

3. ハローワーク（公共職業安定所）

障がいのある方の仕事の相談に応じ、職業紹介、ならびに就職後のアフターフォローを行います。

名称	所在地	電話	管轄区域
大阪東	〒540-0011 中央区農人橋2-1-36（ピップビル1～3階）	6942-4771	中央区、東成区、天王寺区、 城東区、鶴見区、生野区
梅田	〒530-0001 北区梅田1-2-2（大阪駅前第2ビル16階）	6344-8609	北区、都島区、旭区、 此花区、福島区、西淀川区
大阪西	〒552-0011 港区南市岡1-2-34	6582-5271	西区、浪速区、港区、 中央区、大正区
阿倍野	〒545-0004 阿倍野区文の里1-4-2	4399-6007	阿倍野区、西成区、住吉区東 住吉区、平野区、住之江区
淀川	〒532-0024 淀川区十三本町3-4-11	6302-4771	淀川区、東淀川区、吹田市

以上1～3およびP.8の図は大阪市福祉局発行の『福祉のあらし』より抜粋しています。

4. 福祉サービス事業所の情報

①WAM NET(ワム ネット)『障害福祉サービス等 情報検索』

全国の事業所情報を様々な項目から検索することができます。事業所の概要や所在地の地図、HPの有無などが掲載されています。

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>

②大阪市のHPより『障がい者・障がい児事業所、施設等の情報』

大阪市の指定障がい福祉サービス事業所、指定障がい者支援施設、指定一般・特定・障がい児相談支援事業所、指定障がい児通所支援事業所、指定障がい児入所施設一覧の情報がPDFで掲載されています。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000603679.html>

5. 福祉サービス事業所を選択する際に

福祉サービス事業所では、多種多様なサービスの提供が行われています。卒業後に利用する事業所を選択する際に、必要な項目を一覧にしています。事業所等を見学・体験される際に活用してください。

事業所名		事業内容	生活介護・B型・A型・移行・自立訓練 その他（ ）
所在地			
TEL		担当者	
活動内容			
開所日	月・火・水・木・金・土・日・祝日	開所時間	： ～ ：
送迎	あり・なし ()	送迎範囲	
食事提供	あり・なし	入浴	あり・なし
食事代	あり（ 円）・なし	入浴料	あり（ 円）・なし
食事形態	普通・きざみ・ムース・（その他 ）		
医療的ケア	あり・なし	看護師	あり（ ）・なし
実施内容			
備考			